

〇〇〇自治会連合会規約（例）

（名称及び事務所）

第1条 この会は、〇〇〇自治会連合会（以下「本会」という。）と称し、事務所を瑞穂市〇〇123番地4（〇〇〇公民館）に置く。

（組織及び目的）

第2条 本会は、〇〇〇校区（地区）の自治会その他関係団体（以下「自治会等」という。）をもって、組織し、各団体及び団体に所属する者の相互の連絡調整及び親睦をはかり、地域内の自治行政の円滑化と地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第3条 この会則における「関係団体」とは、次の各号に掲げる団体又は役職にある者のうち、〇〇〇校区（地区）内に居住する者又は当該地区内を担当する者をいう。

- （1）消防団
- （2）女性防火クラブ
- （3）交通安全協会
- （4）民生児童委員
- （5）老人クラブ
- （6）自治会長
- （7）日赤奉仕団
- （8）区長
- （9）女性の会
- （10）各小中学校PTA
- （11）青少年育成推進員
- （12）スポーツ推進委員
- （13）社会教育推進員
- （14）子ども会
- （15）体育協会
- （16）福祉協力員
- （17）学校関係者

(18) N P O

(19) ○○○

(20) ○○○

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 自治会等相互の連絡と協力による地域の住民の福祉の振興に関すること。
- (2) 地域住民のコミュニケーション連帯意識を高め、災害時の被害を最小限にとどめることを目指した防災訓練等の地域防災に関すること。
- (3) 各自治会の活動の推進及び各自治会、市行政又は関係団体との連携強化に関すること。
- (4) 地域の自治に対する住民の意見や要望の把握又は調査に関すること。
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第5条 本会は、○○○校区（地区）内の自治会長（以下「全自治会長」という。）又は第3条に規定する関係団体の職にある者若しくはその代表者（以下「会員」という。）をもって組織する。

2 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ●名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名

3 会長は、第1項に規定する会員のほか、自治会長又は関係団体の経験者その他これに準じる者を、第8条の総会の承認を得て、特別会員として加入させることができる。

4 本会に相談役を置くことができる。相談役は前会長とし、第8条の総会の承認を得て会長が委嘱する。相談役の任期は会長の交代時とする。

(役員を選任及び任期)

第6条 会長及び副会長は、会長及び副会長の経験者、現に自治会長である者又は次年度に自治会長となる見込みである者の中から、会長、副会長及び

次年度の全自治会長の総意により、会長候補者を推薦し、第8条の総会の承認を得て決定する。

- 2 理事、会計及び監事は、会長及び副会長が協議の上、第1項に規定する者の中から選任する。
- 3 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。この場合において、新たに役員となった者の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、任期終了後も後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、会長より提出された案件につき審議決定するとともに会長より指示された本会の業務を分担する。
- 4 会計は、本会の経理を掌理する。
- 5 監事は、本会の会務の運営及び経理を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 自治会長会議
- (3) 役員会
- (4) 理事会
- (5) その他の会議

(総会)

第9条 総会は、毎年1回●月(定期的)に開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 臨時総会は、会長が開催が必要であると判断した場合又は役員半数以上から要請があった場合、会長が招集する。
- 4 総会の会議は、会員の2分の1以上の出席で成立し、議事は過半数で決し、

可否同数のときは議長が決する。

5 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 年間事業計画及び予算の承認
- (2) 年間事業報告及び決算の認定
- (3) 規約その他の規定の制定又は改廃の承認
- (4) 役員を選出
- (5) 地域内の自治活動の推進、課題の検討又は市行政若しくは関係団体との連携強化に関する事。
- (6) その他会員が必要と認めた事項
(自治会長会議)

第10条 自治会長会議は、原則として毎月1回(●回)、全自治会長を会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、その会議を増減することができる。

2 自治会長会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 各自治会の活動の推進及び各自治会又は関係団体との連携強化に関する事。
- (2) 地域の自治に対する住民の意見や要望の把握又は調査に関する事。
- (3) 市行政との連絡調整に関する事。
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事項に関する事。

3 自治会長会議の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会)

第11条 役員会は、第5条に規定する役員で構成する。

2 役員会は、会長が招集する。また、会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

3 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本会の各事業の推進とその運営についての基本的事項に関する事。
- (2) 総会に付議する事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項
(理事会)

第12条 会長は、第4条に掲げる事業を推進するため、本会に理事会を設置

し、本会の業務を分担させることができる。

2 理事会は、会長が指名した理事及び会員で組織する。

3 前項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、会長は、会員以外の者を指名し、理事会に加えることができる。

(その他の会議)

第13条 会長は、必要と認めるときは、第4条に掲げる事業を推進するため、第8条に規定するその他の会議を開催することができる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の負担)

第15条 本会の運営に必要な経費は、各自治会の会費、寄付金、補助金その他の収入をもってあてる。

2 各自治会が分担する会費は、当該会計年度の前年の12月1日を基準とする世帯数に●円を乗じた額とする。

3 慶弔費については、別に定める。

4 基金その他会計に関する必要な事項については、役員会の承認を得て別に定める。

(会計監査)

第16条 監事は総会開催前に決算及びこれに関連する会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(委任)

第17条 この規約の施行のために必要な事項は、役員会の承認を得て会長が定める。

附 則

この規約は、平成○年○月○日から施行する。

【注意】

- 規約の内容（どこまで書くか等）や組織の作り方（どの団体をメンバーにするか、特別委員や相談役をおくか等）は、各連合会で自由です。役員の名称、理事その他の役員をつくるのか、会議の定足数を2分の1にするか、議決を2分の1にするかなどは、自由です。
- 会長や副会長は、現自治会長から選ぶ形が望ましいです。会長が、（仮称）瑞穂市自治会連合会の役員となるため。※なお、（仮称）瑞穂市自治会連合会主催で毎年4月当初の会議や研修を予定するので、特に会長を自治会長とすることもないと思います。
- 事業を達成するため、部会や委員会を設置することも可。